

川辺町立小・中学校の気象警報発表時の対応について

標記の件について下記のとおり通知します。

記

1 対応の基本方針について

(1) 早い段階で決断する。

- ①校長は、児童生徒の生命と安全確保を最優先し、危険が予見される段階で、臨時休業や家庭待機、授業の打ち切りなど、迅速な対応をとる。
- ②校長は、学校のとった対応について、家庭に連絡すると共に、速やかに教育委員会に報告する。
- ③全小中学校が共通して対応を要する場合は、その内容を確認し、教育委員会が指示をする。この場合、必要に応じて緊急校長会を開く。

(2) 児童生徒の生命と安全確保に努める。

- ①学校は、臨時休業時、家庭待機時、下校時、下校後の安全について、事前に児童生徒及び保護者に対し指導啓発に努める。特に、避難所や避難方法を確認するように努める。

(3) 安全確保の順は次の通りとする。

- ①学校は、児童生徒を安全に下校させることができると判断する場合には、教職員や保護者、地域ボランティアなどの大人による見届けを確実に行うよう体制を整え、速やかに下校させる。
- ②学校は、大雨、洪水、暴風、暴風雪、土砂災害、大雪などの危険により、児童生徒全員或いは特定地域の児童生徒を安全に帰宅させることが困難であると判断する場合は、保護者への引き渡しを第一とする。
- ③学校は、児童生徒を安全に下校させることや保護者への引き渡しも困難であると判断する場合は、校内の最も安全な場所に待機させる。

(4) 状況の把握や確認に努める。

- ①校長は、町内小中学校や関係機関と連携を密にし、通学路及びその周辺の現地調査と、防災無線、ラジオ・テレビ、インターネット等により、気象・道路・用水路・交通などの状況を把握し、児童生徒の安全確保に万全を期する。

(5) 気象警報に関して、学校は以下のように対応する。

- ①「暴風警報」（以下暴風雪警報を含む）「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「土砂災害警戒情報」「大雪警報」については自宅待機又は学校を臨時休業とする。

2 気象警報発表時の具体的な対応について

- (1) 警報発表時の自宅待機及び登下校並びに臨時休業については以下のように対応する。

- ① 児童生徒の登校前に警報が発表されている場合
 - 警報が解除されるまで、自宅待機させる。
 - 午前6時30分までに警報が解除された場合、学校及び教育委員会は通学路状況を確認後、児童生徒を安全に気をつけて登校させる。
 - 午前6時30分を過ぎてから午前11時までに警報が解除された場合、学校及び教育委員会は通学路状況を確認し、安全が確認された場合解除2時間後から授業を開始する。
 - 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合、学校は臨時休業とする。その際、児童生徒は、自宅などの安全な場所で自宅学習に取り組ませるなど工夫する。
- ② 防災無線による広報について
 - 全町的に臨時休業をする場合、教育委員会は、こども園とも連絡・調整を図り、防災無線やメールなどを活用して広報に努める。
- ③ 警報解除後の対応について
 - 校長は、午前11時までに警報が解除されても、吹き戻しや突風の恐れ、河川及び用水の状況、深い雪や凍結等通学路全体の情報を総合し、児童生徒の安全が確保できないと判断する場合、臨時に休業することができる。
 - 校長は、児童生徒の安全が確保できると判断する場合は、授業を開始することができる。その際は、保護者、教職員や地域ボランティアなどの見届けなどの登校の安全確保に努める。

(2) 警報発表時は、状況に応じて適切な対応をとる。

- ① 自宅待機や臨時休業について
 - 教育委員会は、気象状況、道路状況、緊急土砂災害情報などにより、学校、近隣市町村教育委員会、関係部署と協議し、全町的な臨時休業をとることができる。
 - 学校は、校区に関する気象状況、道路状況、緊急土砂災害情報などにより児童生徒の安全を確保できないと判断する場合は、教育委員会、近隣小中学校、関係者と協議して、臨時休業、自宅待機、学校待機、その他児童生徒の安全確保に必要な措置をとることができる。
 - 教育委員会または学校は、臨時休業、自宅待機などの措置をとる場合は、児童生徒と保護者、関係者に速やかに連絡する。
- ② 広報や周知の仕方について
 - 町内すべての小中学校を臨時休業とする場合
 - ・防災無線（防災無線による通報は、臨時休業決定後、町が速やかに行う。）
 - ・メールを教育委員会が一斉送信する。
 - 学校単独で臨時休業とする場合
 - ・学校ごとの緊急連絡網やメールなどで送信する。

3 警報発表及び解除に関連しての学校給食実施について

- (1) いかなる場合でも、児童生徒の安全確保を第一に考え、給食の実施及び中止を決定する。
- (2) 午前6時30分から午前11時までの間に警報が解除され、授業を実施する場合の給食実施については、次のように対応する。
午前6時30分～午前9時までに解除 予定した給食を実施する。

午前9時～午前10時までに解除

簡易給食を実施する。

午前10時～午前11時までに解除

給食を実施しない。(児童生徒は家庭で昼食を摂って登校する。)

(3) 2日後に警報発表の可能性が極めて高いと予想される場合は、早めに給食提供中止を決定する。この場合弁当等の用意について、保護者宛に通知する。

4 警報発表時の教職員の特別配置について

(1) 警報が発表されている場合、校長は教職員を指揮し、児童生徒の安全確保及び学校施設設備の保安全管理に努める。

(2) 前項の業務のため、教職員の勤務を要しない日または時間に、特に勤務させる必要がある場合、校長はあらかじめ教育委員会の許可を受けた後、配置する。

5 被害状況の報告等について

(1) 校長は、風水害、雪害等による被害状況を教育委員会へ報告する。

①学校施設設備の被害状況

②児童生徒及びその家族の被害状況

③通学路の状況

④登下校状況及び授業への影響

⑤教職員及びその家族の被害状況

(2) 局地的な集中豪雨、雷雨の場合もこの対応に準ずる。

(3) 目や耳の不自由な保護者への連絡は、学校ごとに対応する。

6 危険回避の訓練、防災意識の啓発、緊急時の連絡体制について

(1) 生活に潜む危険を予知し、回避したり防止したりする訓練や授業を実施し、自分の命は自分で守りきる意識を育て、その知識と技術を身に付けさせる。

(2) 各学校で校区のハザードマップを再点検し、児童生徒、保護者、地域の関係者などに周知する。

(3) 緊急時の下校や引き渡しについて、複数の連絡体制や手段を整備する。

(4) 児童生徒が安全に帰宅したことを確認する連絡体制を整備する。

連絡先：川辺町教育委員会教育支援課

TEL 53-2650